令和８年度　富山県の最低賃金

地域別最低賃金

～年齢や雇用形態等にかかわらず、富山県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます～

富山県最低賃金　　時間額　1，119円

（発効年月日：令和8年10月1日）

◆令和8年度は、全ての特定（産業別）最低賃金の改正が見送られ、富山県最低賃金額が全ての特定（産業別）最低賃金額を上回っていることから、全ての産業において、富山県最低賃金（時間額 1,119 円）が適用されます。
◆富山労働局では、非正規雇用労働者の処遇改善、人材開発や人材確保に関する助成金により、賃金引上げに向けた取組みを支援しています。ぜひご活用ください。
◆助成金の内容・問い合わせ先（URL 又は QR コードからご確認ください）

https://jsite.mhlw.go.jp/toyamaroudoukyoku/news_topics/oshirase/_120032/chinagepackage.html

＜最低賃金に関するお問合せ先＞

〇富山労働局賃金室　（☎076-432-2735）
〇富山労働基準監督署　（☎076-432-9537）
〇高岡労働基準監督署　（☎0766-23-6446）
〇魚津労働基準監督署　（☎0765-22-0579）
〇砺波労働基準監督署　（☎0763-32-3323）



富　山　労　働　局